

特別用途食品制度のあり方に関する検討会開催要領

第 1 趣旨

特別用途食品（特定保健用食品を除く。）に関する制度は、乳幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等に適するという特別の用途の表示の許可について定めたものであり、健康増進法制定前の栄養改善法によって定められた枠組みが基本的に維持されたままとなっている。

近年、高齢化の進展や生活習慣病の患者の増大に伴う医療費の増大とともに、医学や栄養学の著しい進歩や栄養機能表示制度の定着など、特別用途食品制度を取り巻く状況は大きく変化している。こうした状況の変化を踏まえ、改めて制度に期待される役割、許可の区分や審査方法、情報提供のあり方など今後の特別用途食品制度のあり方に関して検討を行うものとする。

第 2 検討課題

- 1 新しいニーズに対応した特別用途食品の役割
- 2 現状に対応した対象食品の見直し
- 3 対象者への適切な情報提供
- 4 審査体制のあり方
- 5 その他

第 3 構成

- 1 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- 2 検討会は、必要に応じて、構成員以外の者の意見を聴くことができる。

第 4 座長

- 1 検討会に座長を置き、構成員の互選によって選任する。
- 2 座長は、検討会を統括する。
- 3 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

第 5 運営

- 1 検討会は、厚生労働省医薬食品局食品安全部長が構成員の参集を求めて開催する。
- 2 検討会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は、原則として公開で行う。
 - (2) 会議の資料は、会議終了後厚生労働省ホームページ等において公開する。
 - (3) 会議の議事録については、会議の終了後、構成員の了解を得た上で、厚生労働省ホームページ等において公開する。
- 3 座長は、上記によりがたい場合が生じた際には、検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

第 6 その他

検討会の庶務は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室が行う。